

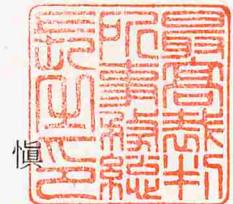
最高裁秘書第2660号

令和2年11月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

10月5日付け（同月7日受付、第020536号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
事件記録等保存規程の解説（最新版）
- 2 開示しないこととした理由

1の文書として、訟廷執務資料第64号「事件記録等保存規程の解説（改訂版）」が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される書籍に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）